

## 電子申請による建設リサイクル法に基づく届出について（年末年始の取扱い）

土曜日・日曜日・祝日でも、電子申請による届出は可能です。ただし、**届出の内容に不備がある場合は、工事着手予定日までに「届出完了のお知らせ」が発行できないおそれがあります。**令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）の間に届出提出を予定している場合は、**余裕をもって提出をしていただくよう、お願いいたします。**

### 令和6年度年末年始の取扱い

